

県・市町名	制度・事業名	<リンク用> HPアドレス (URL)	対象	内 容	担当課
志賀町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	<a href="https://www.town.shika.lg.jp/machiseibi/kenchiku/mokuzo/ujutaku_taisinnkanosusume.html">https://www.town.shika.lg.jp/machiseibi/kenchiku/mokuzo/ujutaku_taisinnkanosusume.html</a>	改修	簡易耐震診断：自己負担0円（現況図面有） 自己負担5,000円（現況図面なし、現地調査有） 耐震設計：耐震診断に基づき行う設計 補助率2/3 上限10万円 耐震改修：耐震設計に基づき行う改修 補助率10/10 上限150万円	まち整備課 0767-32-9211
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	<a href="https://www.town.shika.lg.jp/machiseibi/kenchiku/mokuzo/ujutaku_taisinnkanosusume.html">https://www.town.shika.lg.jp/machiseibi/kenchiku/mokuzo/ujutaku_taisinnkanosusume.html</a>	改修	簡易耐震診断：自己負担0円（現況図面有） 自己負担5,000円（現況図面なし、現地調査有） 耐震設計：耐震診断に基づき行う設計 補助率2/3 上限10万円 耐震改修：耐震設計に基づき行う改修 補助率10/10 上限150万円	
	志賀町老朽危険空き家等除却事業費補助金	—	除却	老朽危険空き家等の除却に要する費用の一部を補助。 ・危険空き家等の除却（除却後の跡地活用無し）：補助率1/2（限度額50万円） ※老朽危険空き家等：住宅不良度判定の結果が60点以上のもの。	
	移住定住促進住まいづくり奨励金	<a href="http://ju-shika.jp/life/">http://ju-shika.jp/life/</a>	新築 購入	定住を目的に他の市町村から転入し、住宅を建設または購入した者への奨励金 ・単身入居：基本額40万円、町内業者利用加算（取得費3.0%（60万円限度）） ・家族入居：基本額40万円、配偶者40万円、子供1人につき20万円（3人まで、60万円限度）、町内業者利用加算（取得費3.0%（60万円限度）） ※転入後1年以内に工事請負契約又は売買契約をした者が対象（転入前も対象）。	企画財政課 震災復興復興創生室 0767-32-9301
	移住定住促進賃貸住宅家賃助成金	<a href="http://ju-shika.jp/life/">http://ju-shika.jp/life/</a>	家賃	定住を目的に他の市町村から転入した者への民間賃貸住宅家賃助成金 ・町内就業者 月額2万円（月額家賃支払額の1/2（2万円限度）） ・町外就業者 月額5千円（月額家賃支払額の1/2（5千円限度）） ※最大3年間助成 ※転入後1年以内に民間賃貸住宅に入居し、町内又は町外の企業に就業した者又は起業した者が対象	
	移住定住促進空家リフォーム再生等助成金	<a href="http://ju-shika.jp/life/">http://ju-shika.jp/life/</a>	購入 改修	定住を目的に他の市町村から転入し、空家を購入または購入しリフォームした者への助成金 ・空家購入：空家の購入助成（購入費1/2（50万円限度）） ・リフォーム：空家を購入後、町内業者利用のリフォーム助成（工事費1/2（50万円限度）） ※転入後1年以内に工事請負契約又は売買契約を締結した者が対象（転入前も対象）。	
	在宅支援型住宅リフォーム推進事業	—	改修	生活保護世帯又は住民税非課税世帯でかつ介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康福祉課 0767-32-9131
	水洗便所等改造資金斡旋制度 （利子補給・助成）	—	改修	工事費100万円まで融資斡旋し、利子を補給（供用開始から3年以内）	まち整備課 上下水道室 0767-32-9251
		—		非課税世帯 10万円まで助成（供用開始から3年以内）	
—		生活保護世帯 60万円まで助成（供用開始から3年以内）			
生ごみ処理機器設置事業費補助金	<a href="https://www.town.shika.lg.jp/kankyou/seikatsu_kankyou/gomi_risaikuru/syudan_kaisyuu_2_3.html">https://www.town.shika.lg.jp/kankyou/seikatsu_kankyou/gomi_risaikuru/syudan_kaisyuu_2_3.html</a>	設置	【対象者】 町内に住所を有し、かつ、居住している者 【補助額】 ・電気式生ごみ処理機 補助率：1/2以内（限度額：30,000円、1台まで） ・生ごみ堆肥化処理器 補助率：1/2以内（限度額：1基につき3,000円、2台まで）	環境安全課 0767-32-9321	